

兵庫県公報

平成24年 4月24日 火曜日 第 2382 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 平成24年度毒物劇物取扱者試験の実施（薬務課）	1
○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	2
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	3
○ 保安林の指定解除（同）	3
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	3
○ 景観影響評価書及び再審査意見書の縦覧（都市政策課）	4
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	4
○ 同 上（同）	6
選挙管理委員会告示	
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	7
公安委員会告示	
○ 警備業法に基づく直接検定の実施	8
○ 技能検定員審査の実施	9
○ 教習指導員審査の実施	10
○ 平成2年兵庫県公安委員会告示第94号（指定講習機関の指定）の一部改正	12
警察本部公告	
○ 入札公告	12

告 示

兵庫県告示第550号

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、平成24年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成24年 4月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 試験日時
平成24年 8月 8日（水）午後2時から午後4時まで
- 試験場所
神戸市西区学園西町8-2-1
兵庫県立大学 神戸学園都市キャンパス
- 試験科目
 - 筆記試験
 - 毒物及び劇物に関する法規
 - 基礎化学
 - 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法
 - 実地試験
毒物及び劇物の識別及び取扱方法
- 試験区分
 - 一般
 - 農業用品目特定品目（毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）附則第3項に該当するものを除く。）

5 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書

兵庫県健康福祉部健康局薬務課（以下「薬務課」という。）、各健康福祉事務所（新温泉健康福祉事務所を除く。以下同じ。）において配布する。

なお、郵送を希望する場合は、返信用封筒〔定形外角形3号（日本工業規格B5用紙が折れ曲がらないもの）に140円分の郵便切手を貼付し、宛先を明記したもの〕を添えて薬務課に申し込むこと。

イ 写真

出願前6月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、縦6センチメートル、横4.5センチメートルのものとし、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入したものを、受験願書に貼り付けること。

(2) 受付期間

平成24年5月21日（月）から同年6月1日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

郵送による場合は、簡易書留とし、平成24年6月1日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 提出先

ア 薬務課又は各健康福祉事務所（いずれの機関でも提出可。）

イ やむを得ず郵送による場合は、簡易書留で薬務課（〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）まで

(4) 受験を希望する者で、視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する場合、又は妊娠等により通常の机・椅子での受験が困難であると考えられる場合は、その障害等の状態に応じて必要な措置を講ずることがあるので、願書の提出までに薬務課に申し出ること。

(5) 手数料

10,500円相当の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付けること。

なお、願書受付後、手数料は返還しない。

6 受験票の送付

受験願書を受理したときは、受験票を薬務課から本人宛てに送付する。

7 合格者の発表

平成24年9月7日（金）午前10時に薬務課及び各健康福祉事務所に受験番号を掲示するとともに、兵庫県ホームページに掲載するほか、合格者に通知する。また、別途、合格証書を交付する。

なお、電話による可否の問合せには応じない。

8 試験についての問合せ先

(1) 兵庫県健康福祉部健康局薬務課

電話 (078) 341-7711 内線 3313、3314

(2) 各健康福祉事務所



兵庫県告示第551号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

平成24年4月24日

兵庫県知事 井戸敏三

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	
播磨町区域	総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業	平成24年4月6日
	総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、主として底びき網及び釣はえなわを使用して営む漁業以外の漁業	同



兵庫県告示第552号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年 4月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林の所在場所

宍粟市千種町下河野字宮ノ下596の1から596の3まで、596の7から596の16まで、596の18、596の19、596の22、596の24から596の27まで、596の37、596の38、643の2、字荒堀692の1から692の3まで、692の5から692の8まで、692の10

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字宮ノ下596の7・596の10・596の14・596の18・596の25・字荒堀692の2（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第553号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成24年 4月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 解除に係る保安林の所在場所

南あわじ市沼島字沼島山1の1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局洲本農林水産振興事務所及び南あわじ市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第554号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成24年4月24日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成24年4月24日から2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年 4月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考

県道 豊岡瀬戸線	豊岡市小田井町362番2から 同市一日市宇戸尻1587番まで	旧	7.0から 62.0まで	3,083.0
		新	7.0から 29.0まで	3,086.0



兵庫県告示第555号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の8第1項の規定による景観影響評価書の提出があったので、条例第27条の8の2第1項の規定により、再審査意見書を作成した。

ついては、この景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しを条例第27条の9第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成24年4月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 名称 岩元興業株式会社
 代表者の氏名 寺本義弘
 住所 姫路市南町11番地
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
 名称 HOTEL LiVEMAX姫路
 所在地 姫路市南町14-2、14-4、15-2、22-1、27-2
- 3 景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
 縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課
 縦覧期間 平成24年4月24日から同年5月7日まで

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成24年4月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 グンゼタウンセンターつかしん
 所在地 尼崎市塚口本町四丁目320番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 グンゼ開発株式会社
 代表者の氏名 赤木庸二
 住所 尼崎市塚口本町四丁目8番1号
- 3 変更事項
 - (i) 大規模小売店舗の名称
 - ア 変更前
 ショッピングセンターつかしん
 - イ 変更後
 グンゼタウンセンターつかしん

- (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
 - 名称 グンゼ開発株式会社
 - 代表者の氏名 浜 村 眞
 - 住所 大阪市北区堂島二丁目1番27号
 - イ 変更後
 - 名称 グンゼ開発株式会社
 - 代表者の氏名 赤 木 庸 二
 - 住所 尼崎市塚口本町四丁目8番1号
- (3) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - ア 変更前
 - 55,700㎡
 - イ 変更後
 - 58,980㎡
- (4) 駐車場の収容台数
 - ア 変更前
 - 1,720台
 - イ 変更後
 - 1,895台
- (5) 駐輪場の位置及び収容台数（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
 - ア 変更前
 - 1,470台
 - イ 変更後
 - 1,570台
- 4 変更年月日
 - (1) 大規模小売店舗の名称
 - 平成20年9月1日
 - (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 平成20年8月21日ほか
 - (3) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - 平成24年11月23日
 - (4) 駐車場の収容台数
 - 平成24年11月23日
 - (5) 駐輪場の位置及び収容台数（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
 - 平成24年11月23日
- 5 届出年月日
 - 平成24年3月22日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 - 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神南県民局西宮土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
 - 平成24年4月24日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
 - 平成24年8月24日
 - (2) 提出先
 - 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
 - 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項（附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成24年4月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 ニセンデパート
 - 所在地 尼崎市神田中通一丁目5番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 名称 阪神不動産株式会社
 - 代表者の氏名 岩 瀬 吉 廣
 - 住所 大阪市福島区海老江一丁目1番31号
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	代表者の氏名	住所
株式会社尼専デパート	深 江 豪	尼崎市神田中通2-28
有限会社アッキー	秋 岡 真 吉	尼崎市神田中通1-2-1
有限会社サン・フカエ	深 江 美恵子	尼崎市神田中通2-28
 - イ 変更後

名称	代表者の氏名	住所
株式会社尼専デパート	深 江 豪	尼崎市神田中通2-28
外未定		
 - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - ア 変更前
4,250.10平方メートル
 - イ 変更後
4,088.94平方メートル
 - (3) 駐輪場の位置及び収容台数（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
 - ア 変更前
148台
 - イ 変更後
118台
 - (4) 荷さばき施設の面積
 - ア 変更前
64.6平方メートル
 - イ 変更後
126.7平方メートル
 - (5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
 - ア 変更前
9.9立方メートル
 - イ 変更後
30.3立方メートル
 - (6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 変更前

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社尼専デパート	午前10時	午後9時
有限会社アッキー外37者	午前10時	午後8時

イ 変更後

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社尼専デパート	午前10時	午後9時
外未定	午前6時	午後10時

(7) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前9時30分から午後9時30分まで

イ 変更後

午前5時30分から午後10時30分まで

4 変更年月日

平成24年11月30日

5 上記3の変更に係るもの以外の事項

(1) 駐車場の収容台数

7台

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

入口2箇所、出口2箇所、出入口1箇所

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

6 届出年月日

平成24年3月30日

7 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神南県民局西宮土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成24年4月24日から4月間

8 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成24年8月24日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定した個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定を取り消した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成24年4月24日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武田 丈 蔵

表南あわじ市の項中

「

南あわじ市文化体育館（元気の森ホール）	南あわじ市北阿万筒井1509—1
南あわじ市緑防災センターしづおり館	南あわじ市倭文庄田204
南あわじ市産業文化センター	南あわじ市津井2285—4
南あわじ市三原健康広場	南あわじ市市青木198—5
サンライズ淡路	南あわじ市広田広田1466

」

を

「

南あわじ市文化体育館（元気の森ホール）	南あわじ市北阿万筒井1509—1
南あわじ市三原健康広場	南あわじ市市青木198—5

」

に改める。

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第112号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づく検定について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により、次のとおり公示する。

平成24年 4月24日

兵庫県公安委員会
委員長 下 村 俊 子

- 1 実施する検定に係る警備業務の種別及び級
交通誘導警備業務 2 級
- 2 実施日時及び場所
 - (1) 実施日時
平成24年 7月28日（土）午前 9時から午後 5時まで
 - (2) 実施場所
明石市荷山町1649番地の2
兵庫県警察本部交通部運転免許試験場
- 3 受検定員
30人
- 4 受検資格
次のいずれかに該当する者
 - (1) 兵庫県内に住所を有する者
 - (2) 兵庫県内の営業所に属している警備員
- 5 検定試験の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 車両等の誘導に関すること。
 - エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 車両等の誘導に関すること。
 - イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 検定の申請手続

(1) 申請期間

平成24年5月1日（火）から同年7月13日（金）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時00分から午後5時30分まで）

(2) 申請窓口

申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）とする。

ア 兵庫県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

イ 兵庫県内の営業所に属している警備員にあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 提出書類

ア 検定申請書1通

イ 次に掲げるいずれかの書面1通

(イ) 前記(2)のアの警察署に提出する場合にあつては、住所地を疎明する書面

(ロ) 前記(2)のイの警察署に提出する場合にあつては、その者が当該営業所に属することを疎明する書面

ウ 写真（申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2枚

(4) 申請方法

ア 前記(3)の提出書類を前記(2)の申請窓口を持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。

イ 申請期間内であっても、申請人員が受検定員になり次第、申請の受付を締め切る。

7 手数料

14,000円相当額の兵庫県収入証紙を申請時に納付するものとする。

なお、手数料については、検定申請書の受付後は返還しない。

8 携行品

印鑑及び筆記用具

9 受検についての問合せ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話 (078) 341-7441 内線3046



兵庫県公安委員会告示第113号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が技能検定に関する技能及び知識に関して行ふ審査（以下「技能検定員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成24年4月24日

兵庫県公安委員会
委員長 下村俊子

1 技能検定員審査の種類

技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）、技能検定員審査（牽引）、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）

2 技能検定員審査の期日

平成24年6月2日（土）

3 技能検定員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 技能検定員審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 審査申請書1通

審査申請書は、平成24年4月24日（火）から同月26日（木）までの午前9時から午後5時までの間に

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送を希望する場合は、住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に80円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証

ウ 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（大型）

エ 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（中型）

オ 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（普通）

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類

(2) 提出期間

平成24年4月24日（火）から同月26日（木）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、平成24年4月26日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 技能検定員審査（大型）又は技能検定員審査（中型）を受けようとする者にあつては23,500円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては19,650円、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者にあつては14,500円、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては21,850円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考2から4までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

平成24年7月3日（火）午前10時から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、技能検定員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者については、技能検定員資格者証を交付しない。

7 技能検定員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話（078）912-1628

~~~~~

**兵庫県公安委員会告示第114号**

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成24年4月24日

兵庫県公安委員会

委員長 下村俊子

## 1 教習指導員審査の種類

教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）、教習指導員審査（<sup>ひん</sup>牽引）、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

## 2 教習指導員審査の期日

平成24年6月2日（土）

## 3 教習指導員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

## 4 教習指導員審査の申請手続

## (1) 提出書類

## ア 審査申請書1通

審査申請書は、平成24年4月24日（火）から同月26日（木）までの午前9時から午後5時までの間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送を希望する場合は、住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に80円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（<sup>ひん</sup>牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証

ウ 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（大型）

エ 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（中型）

オ 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（普通）

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類

## (2) 提出期間

平成24年4月24日（火）から同月26日（木）までの午前9時から午後5時まで

## (3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

## (4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、平成24年4月26日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

## (5) 審査手数料

ア 教習指導員審査（大型）又は教習指導員審査（中型）を受けようとする者にあつては15,000円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては11,800円、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（<sup>ひん</sup>牽引）を受けようとする者にあつては9,450円、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては12,850円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考5から7までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

## 5 携行品

運転免許証及び筆記用具

## 6 合格者の発表

平成24年7月3日（火）午前10時から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、教習指導員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者については、教習指導員資格者証を交付しない。

- 7 教習指導員審査についての問合せ先  
兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係  
電話 (078) 912-1628



### 兵庫県公安委員会告示第115号

平成2年兵庫県公安委員会告示第94号（指定講習機関の指定）について、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）第2条第1項第2号に掲げる事項を変更しようとする届出があったので、規則第4条第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成24年4月24日

兵庫県公安委員会

委員長 下村 俊子

表21の部特定講習を行う事務所の名称の項中「神崎自動車教習所」を「福崎インター自動車学校」に改める。

## 警 察 本 部 公 告

### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成24年4月24日

契約担当者

兵庫県警察本部長 倉 田 潤

#### 1 契約方法

下記2の(1)に示す路側固定式道路標識材料についてそれぞれの年間単価契約とする。

#### 2 調達内容

##### (1) 購入物品及び購入予定数量

路側固定式道路標識材料

ア 標識板 10,000枚（取付金具等及び搬送費を含む。）

イ 補助板 3,269枚（ 同 上 ）

ウ 支柱等 11,680本（付属品等及び搬送費を含む。）

##### (2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書及び製品仕様書で指定する特質等を有すること。

##### (3) 納入期限

契約の日から平成25年3月31日（日）まで

発注の日から30日以内

##### (4) 納入場所

兵庫県警察本部及び兵庫県下48警察署

##### (5) 納入回数

契約期間内に約6回（緊急発注にも対応できること。）

##### (6) 入札の方法

上記(1)の物品ごとにそれぞれ入札に付する。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

#### 3 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調

達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

#### 4 申込書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部会計課施設係 担当 高木

電話 (078) 341-7441 内線 2295

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成24年4月24日（火）から同年5月8日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (3) 入札、開札の日時及び場所

平成24年6月5日（火）午後1時30分から 兵庫県警察本部本館4階 入札室

- (4) 入札書の提出期限

(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、平成24年5月29日（火）午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

#### 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に2の(1)の各数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年5月29日（火）午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額（落札価格に2の(1)の各数量を乗じて得た額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書及び製品仕様書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類を、入札説明書及び製品仕様書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にとっては、当該物品が入札説明書及び製品仕様書で示した物品と同等であることを証明する資料及び製品の見本等を、平成24年5月8日（火）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (5) 入札に関する条件

ア 入札書は所定の日時及び場所に持参又は郵送すること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成24年6月11日（月））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合（談合）その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できるものは、次のいずれかの条件を具備した者であること。

- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (4) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ及びオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書及び製品仕様書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他 詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity :

Jun Kurata, Director of Hyogo Prefectural Police H. Q.

(2) Nature and quantity of the products to be purchased :

- ① Material for road sign plate approx. 10,000  
(include metal fixtures and delivery charge)
- ② Material for supplemental road sign approx. 3,269  
(same above)
- ③ Material for road sign pole approx. 11,680  
(include attachments and delivery charge)

(3) Delivery period :

From the date of contract to March 31, 2013  
(within 30days from the date of order)

(4) Delivery places :

Hyogo Prefectural Police H. Q. and 48 Police Stations

(5) Deadline for the submission of tender application forms :

17:00 May 8, 2012

(6) Deadline for tender :

13:30 June 5, 2012

(7) Person to contact concerning the notice :

Mr. Takagi, Facilities Section, Accounting Division, Hyogo Prefectural Police H. Q.  
5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510  
TEL (078)341-7441 Ext 2295